

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(5)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた<sup>1</sup>。この改正に前後して、対外経済関係を規定する各種法規が改正された。

今回はこれらの法規の中から、税関法、外国人投資企業財政管理規定、外国人投資企業名称制定規定、外国人投資企業登録規定、外国人投資企業労働規定（旧、外国投資企業労働規定）について、その内容と、主要な改正点を指摘する。

## 1. 税関法

税関法は北朝鮮の税関検査、関税適用、対外貿易における規律と秩序の確立を規定する法律である。1983年に初めて制定され<sup>2</sup>、1987年、1990年、1993年の改正をへて、1999年1月28日に再度改正された。現行の関税法は、5章51条で構成されており、第1章は関税法の基本、第2章は税関手続、第3章は税関検査、第4章は関税、第5章は制裁および申訴を規定している。この法律では、関税の適用において、「国家は、輸入および輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入および輸出を制限する物資には高い関税を適用する」原則を持っている（第4条）。税関事業に対する指導は、「中央税関指導機関が統一的に行う」ことが予定されている（第5条）。また、税関事業の分野において「外国、国際機構との交流および協力を発展させる」（第6条）との条項が存在する。

税関手続は、「荷物および運輸手段を我が国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う」（第8条）か、船舶の場合、船長が行うことになっている（第11条）が、外国への中継輸送については、中継輸送する機関が行う（第10条）。航空機での輸出入については、特段の規定が設けられていない。

税関検査は、「国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他指定された場所」で行われる（第14条）。税関は、通過する外国の荷物の検査を行うことができ、該当

する料金を徴収することができる規定がある（第14条）。「国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資」という表現（第17条）から、北朝鮮においては、国家計画に基づく物資とそれ以外の物資に分けて管理されていることがわかる。また、引越し荷物と相続財産については、統制品でない限り、輸出入の許可は必要ないという規定がある（第27条）。

関税については、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合（携帯品など）は、小売価格で行うとされている。また、関税は内閣が定めることになっている（第32条）。関税を適用しないものには、1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物、2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品、3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資、4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資、5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資、6. 国家が別途に定めた物資となっている（第34条）。ただし、1に関しては、定められた基準を超過した場合、3については外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の国内に販売する場合、4については、加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を国内で販売する場合には、関税が適用される（第35条）。関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ使用することを義務づける条項があり、関税が免除された物資を販売する場合には、税関に通知し、関税を納付した後販売することが許される（第44条）。

関税率に関しては、二国間条約で関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用し、関税率が別途定められている場合には、その税率を適用する。それ以外の場合には、普通関税率を適用すると規定されている（第37条）。また関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の税率を適用するとの規定がある（第38条）。

保税については、保税工場、保税倉庫においては2年、保税展示場では税関が定めた期間、保税が認められ（第45条）、やむを得ない場合には、保税期間終了の10日前までに申請すれば、6ヶ月以内の保税期間延長を税関は認める

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号(2002.10)15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 1980年の朝鮮労働党第6回大会では、貿易を拡大する方針が決定された。貿易の拡大は規模だけではなく、範囲も社会主義国から第三世界へと拡大された。税関法制定の背景には、北朝鮮の対外経済関係拡大に伴う、貿易規模の拡大と、国家間の貿易協定によらない、商業的な貿易の増加があると考えられる。

ことができる（第46条）。また、保税物資の加工、包装、組み立てのために保税地域外に搬出する場合には、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けることが義務づけられている（第47条）。

制裁として予定されているのは、定められた期間内に関税を納付しない場合の延滞料（料率は規定されていない）と、税関法規に違反して搬出した荷物及び運輸手段の抑留、没収と状況が重大な場合の「責任あるもの」に対する行政的または刑事的責任である。

税関手続き、検査及び関税納付に関連して、当局と意見が異なる場合は協議を行い、協議が整わない場合には、上級税関への申訴を行うことができるとされている（第50条）。申訴は受理した日から20日以内に処理せねばならず、その結果に意見がある場合には、申訴処理日から10日以内に訴訟を提起することができるとしている<sup>3</sup>（第51条）。

税関法は、前回の改正からそれほど時間がたっていないこともあり、小幅の改正にとどまっており、そのほとんどは政府機関の改編や名称変更に伴う字句上の修正である。税関検査を行わない対象として、これまで党及び政府の代表団のメンバーが規定されていたのが、国家の代表団のメンバーが追加されたのが実質的な内容上、唯一の変更点である（第30条）。

関税については、関税率表が公表されているのが普通の姿であるが、北朝鮮の場合、関税率表が対外的に公表されていない。法規集にこの法律を含めるのであれば、関税率についても公表するのが外国からの投資を誘致する上で重要な条件となるであろう。

## 2. 外国人投資企業財政管理規定

外国人投資企業財政管理規定は、1999年12月4日に内閣決定により新たに制定された、外国人投資企業の経営計算に関する行政法規である。この規定における「財政管理」とは、「経営活動に必要な貨幣資金を造成して合理的に利用し、利潤を分配し、又は投資分の償還等の事業を管轄し、処理する事業」（第2条）として規定されている。この規定の規制対象は、「共和国領域内又は領域外で経済取引を行う外国人投資企業」であるが、「羅先経済貿易地帯の外国人投資企業の財政管理は別に定めた法規範に従い行う」とこととされている。また、北朝鮮の法人ではない、外国企業の支店等もこの規定を適用することができる（第8条）。

これまで、外国人投資企業の財政管理は、合弁法、合作法、外国人企業法およびその施行規定に規定がおかれ、投資類型別に依拠すべき法規がある状況であった。この規則の内容は、そのほとんどが合弁法、合作法の施行規則で定められている内容と同じである。（外国人企業法は羅先経済貿易地帯のみにて成立できるので、羅先以外の地域を対象としている本規定には関係がない）

資本に関しては、「投資者の出資金、企業運営過程で造成される資金、借入資金」で構成されるとし（第9条）、「外国人投資企業を創設し、運営するのに必要な固定資産、流動資産は、企業の登録資本として準備しなければならない」と規定している。この登録資本は、第9条の投資者の出資金に相当する。また、登録資本は企業の存続期間に増やすことができるが、減らすことはできない（第10条）。

出資に関連した規定としては、「出資と関連した財政管理は、投資家別に行わなければならない」こと、「出資者は契約に従い、固定資産、流動資産、貨幣資産で出資を行わなければならない」こと、「出資確認文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない」ことが規定されている（第12条）。現物資産、財産権、ノー・ハウの価格は国際市場価格に準じて契約当事者が合意して定めることになっている（第13条）が、これはこれまでも規定されてきたことである。

固定資産の取り扱いについては、登録を行った上で（第15条）「出資した固定資産、企業が資金で購入した固定資産、相続又は贈与された固定資産等」（第14条）に分けて管理することが定められているが、固定資産そのものについての概念規定は行われていない。固定資産の減価償却金については、「毎月計算し、原価又は流通費に入れ、別に積み立てた後、固定資産を更新し、又は補修する資金として使用しなければならない」としている。減価償却金は流動資金としても使用することができるが、次の四半期内に補填しなければならない（第20条）としている。また、合弁、合作企業は「登録された固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れることができる」が、その場合には、中央貿易指導機関の合意を受けることが条件である（第21条）。登録した固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れる場合には中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。

外国人投資企業の資本の保護に関しては、国有化や収用をしない規定がおかれており、同時に「投資保護と関連し

<sup>3</sup> 北朝鮮において、行政機関を対象にした訴訟がどのように取り扱われているかについての判例等の資料がなく、裁判による救済の実態がどうなっているかわからない。

<sup>4</sup> 外国人企業（外資100%の企業）は羅先経済貿易地帯にのみ設立が認められている。この規定は羅先経済貿易地帯以外を規制範囲とするため、外国人企業に関する規定は含まれていない。

た協定が締結されている場合には、その協定に準じて企業の資本の保護を受けることができる」ことになっている（第30条）。日本は北朝鮮とこのような協定を締結していない。

財政計画については、中央財政機関が定めた財政項目にしたがって（第33条）、経営活動内容に応じて、部門別、年間、四半期別に（第32条）自身で立てた計画を理事会又は共同協議会で討議し決定する（第31条）ことになっている。財政計画は、中央貿易指導機関を通じて、中央財政機関に登録しなければならない（第34条）。

資金管理について、特徴的なのは、外国人投資企業は、機関、企業所との経済取引による資金決済を直接行うことはできず、外国人投資企業を担当する財政管理機関を通じてのみ行うことができる（第48条）という規定である。

決算に関しては、「財政決算は、財政計画の実行状況及び財政状態を一定の期間に簿記経常計算資料に基づき、数字で確定し、検討審議する経営活動総括である」（第52条）という定義が行われている。財政決算は四半期別、年間別で行わなければならない（第53条）、年間財政決算総括は、理事会又は共同協議会で行わなければならない（第54条）、決算文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない（第55条）。

税金の納付、利益の送金等については、長期滞在の外国人が出国する際には、税金の納付状況を確認することが義務づけられている（第60条）。外国側投資家は、「投資分の償還及び利潤分配で受け取った資金又は製品、その他の合法的に得た所得を、税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる」（第62条）。

企業の精算については、企業の責任者、債権者代表、財政機関の代表、投資当事者、その他のメンバーで精算委員会が組織され（第63条）、貸借対照表と清算案を制定する（第64条）ことになっている。企業の損失で税金を納めることができない場合には、残った現物資産で、税金額相当を納めなければならない（第65条）。企業所得税を免除されている外国人投資企業が存続期間の終了する前に解散する場合には、免除されていた企業所得税を返還しなければならない（第66条）。

財政管理と関連した監督、統制については、中央財政機関が行う（第69条）。制裁としては、延滞料、罰金の適用、財産没収、業務中止、強制執行等の行政的制裁が予定されており、これに対する異議申し立ての手段として、申訴及び請願を行うことができる（第71条）。申訴及び請願の処理結果が不服な場合に、どのように取り扱うかは規定されていない。

この規定と関連した規定としては、合弁法施行規定（2000年3月11日制定）、合作法施行規定（同）がある。これらの規定の方が新しいので、一般的にはこれらの規定が優先して適用されると考えられる。ただし、運用がどのようになっているのかは、現在のところ不明である。行政法規レベルでも、規定の重複がないように、内容の整理がなされることが期待される。

### 3. 外国人投資企業名称制定規定

外国人投資企業名称制定規定は、1996年2月14日に制定され、1999年3月13日に改正された、外国人投資企業の名称制定に関する行政法規である。全15条で構成されるこの規定は、「共和国領域内に創設される合弁企業、合作企業及び外国人企業の名称」が規定の対象である。外国企業の常駐代表事務所等もこの規定に従って制定することができる（第2条）。

外国人投資企業の名称制定の承認は、企業創設審査承認機関が行う（第3条）。外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことが原則である。一つの外国人投資企業が二種類以上の異なる営業活動を行う場合には、審査承認機関の承認を受け、二つの名称を持つことができる（第4条）。外国人投資企業の名称には、1. 投資家の氏名又は地名等によりなる商号、2. 企業の内容、3. 企業の形態、4. 債務に対する企業の責任限界が含まなければならない（第5条）、その名称は、朝鮮語で表記しなければならない（第6条）。

外国人投資企業が持つことができない名称は、1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称、2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称、3. 数字で表記される名称、4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称、5. 外国の国名又は外国の地域名による名称、6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称、7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称である（第8条）。商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができるが、審査承認機関の承認を受けなければならない（第10条）。名称を変更しようとする場合にも、審査承認機関の承認を受けなければならない（第11条）。登録された名称は、「共和国領域内において専用権を有する」（第9条）。

制裁としては、不法所得の没収、罰金の適用、営業中止、企業登録証の回収等の行政的制裁と、違反行為が重大な場合に刑事的責任が予定されている。

外国人投資企業の名称制定と関連して異議がある場合には、申訴及び請願を行うことができる（第15条）。申訴及び請願の処理結果に対する不服の申し立てなどは規定され

ていない。

主要な改正点としては、旧規定が名称制定と関連した事業の管轄を中央の統一的な掌握と指導の下に、地方政府が行っていたのが、すべて中央政府の直轄となったことがまずあげられる。これは、これまで述べてきたように、1999年の対外経済関係法の改正の特徴でもある。また、「朝鮮」という文字又は二つの国名の頭文字（朝中、朝日、朝口など）を名称にする場合には必要だった企業登録機関の承認が条文からは消えている。

#### 4. 外国人投資企業登録規定

外国人投資企業登録規定は、1996年2月14日に制定され、1999年3月21日に改正された、「外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定」（第1条）された行政法規である。

外国人投資企業とは、合弁企業、合作企業、外国人企業の総称である。この規定は、主に外国人投資企業の登録について規定しているが、外国企業の常駐代表事務所も、本規定に従い登録することになっている（第2条）。

企業登録は道または特殊経済地帯内の人民委員会が行うことになっており（第3条）企業登録がなされていない外国人投資企業の経営活動は禁止されている（第4条）。ただし、外国企業の常駐代表事務所に関しては、特段の規定がない。

企業登録は、企業創設の承認を受けた日から30日（常駐代表事務所は設置承認を受けた日から20日）以内に 行わなければならない（第7条）。申請に必要な文書は、企業登録申請文書、企業創設承認文書、企業の定款、投資確認文書もしくは投資保証書（外国銀行の支店は、経営活動過程で負った債務について、本社が責任を負うという保証書）、印鑑票等である（第8条）。

企業登録がなされてから7日以内に、企業登録証が発給される。旧規定では、外国企業の駐在代表事務所の登録証制度が規定されていたが、新規定ではこれが削除されている。「企業登録証は、共和国の法人であることを証明する法的証書」（第12条）であるので、北朝鮮の法人ではない、外国企業の駐在代表事務所には企業登録証を交付しないと解するしかない。企業登録を行った場合には、定められた手数料を徴収しなければならない。手数料は、中央財政機関（羅先経済貿易地帯では地帯財政機関）が定めることとなっている（第16条）。これは、旧規定には規定されていなかった事項である。

制裁としては、罰金の適用、不法所得の没収、営業停止、企業登録証の回収等の行政的制裁と違反行為が嚴重な場合に刑事的責任が予定されている。企業登録と関連した意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。信組及び請願の処理結果に不服がある場合の手続きについては、規定されていない。

#### 5. 外国人投資企業労働規定

外国人投資企業労働規定は、1993年12月30日に制定された外国人投資企業労働規定が前身で、1999年5月8日に改正され、名称が一部変更になった<sup>5</sup>。この規定は、海外直接投資に関連する労働問題を総合的に規定する、労働分野における労働法に代替する機能をもつ、重要な規定である。この規定は8章45条で構成され、第1章が一般規定、第2章が労働力の採用、第3章が技能工の要請、第4章が労働時間と休息、第5章が労働報酬、第6章が労働保護、第7章が社会保険、社会保障、第8章が制裁および紛争解決となっている。

この規定は、「外国人投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件の保障」を規定する。また、「共和国領域内にある外国企業にもこの規定を適用することができる」（第2条）規定により、外国企業の駐在代表事務所には、この規定を適用しなくてもよくなった<sup>6</sup>。外国投資企業の労働力の採用は、「共和国の労働力から採用しなければならない」（第3条）ほか、労働力斡旋機関を通じて採用しなければならない（第10条）。中国などでは、企業が自ら採用を行うことができるが、北朝鮮では無理である。

外国人投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しないようにしなければならない（第4条）規定がある。

外国人投資企業は、「共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない」（第7条）。また、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び生活条件の保障、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない、と規定されている（第8条）。

労働力の採用については、「企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない」（第13

<sup>5</sup> 外国人投資企業と外国投資企業の違いは、後者が前者と外国企業を含んだ概念であるところにある。

<sup>6</sup> 駐在代表事務所のメンバー全員を本国あるいは第三国からのスタッフで構成する場合には、この規定を適用しないですむであろう。

条)の)が基本である。解雇する場合には、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関との合意が必要であり(第14条)解雇には様々な要件が存在する。また、「従業員を解雇し、又は辞職を承認しようとする場合には、解雇又は辞職1か月前に当該職業同盟組織と合意した後、企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない」(第18条)。

技能工の養成については、外国人投資企業に「共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定」する義務を課している(第19条)。

労働時間と休息について、この規定は、労働日数は週6日、労働時間は1日8時間としている。労働の強度と特殊な条件に従い、労働時間を短縮することや、季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる(第22条)。時間外労働をさせるときには、職業同盟組織と合意しなければならない(第23条)。労働報酬について、「月賃金基準は中央労働機関が定める」(第25条)ことになっている<sup>7</sup>。

労働保護に関して、この規定は「労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない」と規定している(第32条)また、女性従業員のための労働保護衛生施設の完備(第34条)、北朝鮮の労働保護法規の基準を下回らない範囲での「労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資の提供(第35条)などが義務づけられている。

社会保険、社会保障について、「共和国公民である従業員」は、「病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける」と規定されている。社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養及び治療が属する(第37条)。「社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算」(第38条)し、「社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される」(第39条)としている。社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対しては、企業所在地の社会保険機関及び職業同盟組織の監督を受ける(第41条)。

制裁としては、業務中止、罰金の適用等の行政的制裁と、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任が予定されている(第43条)。

この規定の執行と関連して意見のある場合は、申訴及び請願を行うことができる(第44条)。また、執行と関連した

意見の相違が、当事者の協議で解決できない場合は、共和国の仲裁機関又は裁判機関が解決する(第45条)ことになっている。

この規則の主要な改正点は、前述したように、現地法人ではない外国企業に対して、この規則を政府が必ずしも適用しなくてもよいようにしたことと、労働報酬の基準が定額であったものが、基準制定の指針が規定されるようになったこと、託児所、幼稚園の運営が義務ではなくなったことである。

労働力の採用において、北朝鮮の労働力斡旋機関からの人員受け入れしか方法がないというのは、よい人材を集めたい外国の投資家にとっては、かなり厳しい規定であるといえよう。外国人投資企業が自ら面接を行うことのできる法的環境と、それを実現することのできる社会的環境を整備することが、北朝鮮の投資先としての魅力を上げることにつながる。また、労働報酬についても、諸外国の労働報酬よりも安い金額を提示することが、インフラ整備をはじめとする投資環境が劣っている北朝鮮に投資を誘致する上で、必要な条件である。

## おわりに

以上、税関法、公証法、外国人投資企業財政管理規定、外国人投資企業名称制定規定、外国人投資企業登録規定、外国人投資企業労働規定について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。

北朝鮮の対外経済関係法は、諸外国から大規模な投資が行われているとは言い難い状況の中でも、改正作業が行われている。これは、北朝鮮の対外経済関係の拡大、投資誘致の推進が、時期によってかなり大きな差があるものの、一貫した政策になっていることを示している。

北朝鮮の投資環境は、法的環境だけを見たときには、それほど悪くはないが、インフラの不整備、人的交流の難しさなどを考慮に入ると、周辺の諸外国(中国、ベトナムなど)と比較してもそれほどよいとはいえない。今後、北朝鮮が外国からの資本導入を本格化しようとするれば、周辺諸国に比べて明らかに有利な条件を設定することが必要であるし、法的に保証された条件を実際的に保障する手だてが不可欠である。今回紹介した法的環境と関連して、その条件を実現するとすれば、労働力採用方法の多様化、国内経済の実勢と乖離のない、低廉な労働力の提供や関税率の公開とその実質的な遵守が鍵をにぎるようになるであろう。

<sup>7</sup> 2002年9月に訪朝したときに、対外経済協力推進委員会の職員は、北朝鮮が賃金水準を月35～40米ドルに引き下げる予定である、と語っていた。

## 資料（筆者による翻訳）

## 1. 税関法

## 朝鮮民主主義人民共和国税関法

チュチュエ72（1983）年10月14日 最高人民会議常設会議決定第7号として採択

チュチュエ76（1987）年2月26日 最高人民会議常設会議決定第1号として修正補充

チュチュエ79（1990）年5月17日 最高人民会議常設会議決定第24号として修正補充

チュチュエ82（1993）年11月17日 最高人民会議常設会議決定として修正補充

チュチュエ88（1999）年1月28日 最高人民会議常任委員会政令第382号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 税関法の基本</b>		<b>第一章 税関法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。
2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民の義務である。国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。	2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。
3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。	3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。
4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。	4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。
5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一に行う。	5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一に行う。
6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。	6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。
7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。	7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。
<b>第二章 税関手続</b>		<b>第二章 税関手続</b>	
8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。	8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。
9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。	9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。
10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及びこれと関連する税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、政務院の承認を受けなければならない。	10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及び税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。
11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。 船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。	11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。
12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が存在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。	12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が存在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。
<b>第三章 税関検査</b>		<b>第三章 税関検査</b>	
13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。	13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。
14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。	14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。
15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行わなければならない。	15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行わなければならない。
16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。	16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。	17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。
18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された国家品質監督機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。	18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。
19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。	19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。
20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。	20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。
21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。	21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。
22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。	22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。
23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。	23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。
24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。	24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。
25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかに手紙又は金銭を入れてはならない。	25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかに手紙又は金銭を入れてはならない。
26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。	26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。
27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。	27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。
28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。	28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。
29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。	29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。
30	党及び政府代表団員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行なわない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。	30	党、国家、政府の代表団員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行なわない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。
<b>第四章 関税</b>		<b>第四章 関税</b>	
31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。	31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。
32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。 関税は、政務院が定める。	32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。 関税は、内閣が定める。
33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。	33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。
34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資	34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資
35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を自由経済貿易地帯外の共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出ししない場合	35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出ししない場合

旧条	旧条文	新条	新条文
36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。	36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。
37	わが国と外国との間で締結した貿易協定に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。貿易協定に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。	37	わが国と外国との間で締結した条約に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。条約に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。
38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。	38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。
39	関税は、当該機関、企業所、団体及び公民が税関の発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。	39	関税は、当該機関、企業所、団体及び公民が税関の発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。
40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機関、企業所、団体で輸入する物資は、関税納付通知書を発給して荷主に引き渡すことができる。	40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機関、企業所、団体で輸入する物資は、関税納付通知書を発給して荷主に引き渡すことができる。
41	当該機関、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に関税を納めない場合、関税納付期間延長申請文書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、関税納付期間を10日間延長することができる。	41	当該機関、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に関税を納めない場合、関税納付期間延長申請文書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、関税納付期間を10日間延長することができる。
42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。	42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。
43	税関は、関税を誤って計算し、少なく受け取った場合又は関税を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に関税を追加して納付させることができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。	43	税関は、関税を誤って計算し、少なく受け取った場合又は関税を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に関税を追加して納付させることができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。
44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。	44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。
45	保税期間には、関税を納付しない。保税期間は、保税工場、保税倉庫においては2年とし、保税展示場では税関が定めた期間とする。	45	保税期間には、関税を納付しない。保税期間は、保税工場、保税倉庫においては2年とし、保税展示場では税関が定めた期間とする。
46	やむを得ない事情で保税期間の延長を受けようとする荷主は、保税期間が終了する10日前に、保税期間延長申請文書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保税期間を6カ月まで延長することができる。	46	やむを得ない事情で保税期間の延長を受けようとする荷主は、保税期間が終了する10日前に、保税期間延長申請文書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保税期間を6カ月まで延長することができる。
47	当該機関、企業所、団体は、保税物資を加工、包装、組み立てるために保税地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する保証物又は保証金を税関に納めなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を関税として処理することができる。	47	当該機関、企業所、団体は、保税物資を加工、包装、組み立てるために保税地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を関税として処理することができる。
<b>第五章 制裁及び申訴、請願</b>		<b>第五章 制裁及び申訴、請願</b>	
48	税関は、定められた期間内に関税を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。関税納付通知書を出した日から3カ月が経過して関税を納付しない場合には、関税及び延滞料に相当する物資を関税及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機関、企業所、団体及び公民の口座から関税及び延滞料を控除することができる。	48	税関は、定められた期間内に関税を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。関税納付通知書を出した日から3カ月が経過して関税を納付しない場合には、関税及び延滞料に相当する物資を関税及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機関、企業所、団体及び公民の口座から関税及び延滞料を控除することができる。
49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任者に行政的、刑事的責任を負わせる。	49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。
50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、当該税関と協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴、請願を提起して解決することができる。申訴、請願を受理した上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。	50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。
51	申訴、請願の処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

## 2. 外国人投資企業財政管理規定

### 外国人投資企業管理規定

チュチエ88(1999)年12月4日 内閣決定第91号として承認

#### 第一章 一般規定

第1条 本規定は、外国人投資企業の経営計算を正確に行い、財政管理において制度及び秩序を確立することに寄与する。  
 第2条 財政管理は、経営活動に必要な貨幣資金を造成して合理的に利用し、利潤を分配し、又は投資分の償還等の事業を管轄し、処理する事業である。  
 第3条 外国人投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業の簿記計算と関連した法規範に従わなければならない。  
 第4条 外国人投資企業は、外国為替業務を行う銀行に口座を置き、財政管理を行わなければならない。  
 第5条 外国人投資企業の財政管理は当該企業の財政管理者が行う。外国人投資企業の財政管理第1責任者は、企業の責任者であり、第2責任者は財政簿記責任者である。  
 第6条 外国人投資企業は、財政管理事業をしっかりと行い、企業の収益性を高めなければならない。  
 第7条 外国人投資企業の財政管理事業に対する統一的な掌握及び指導は中央財政機関が行う。  
 第8条 この規定は、共和国領域内又は領域外で経済取引を行う外国人投資企業に適用する。  
 共和国領域内にある外国企業の財政管理も本規定に従い行うことができる。  
 羅先経済貿易地帯外国人投資企業の財政管理は、別に定めた法規範に従い行わなければならない。

#### 第二章 資本の造成及び利用

第9条 外国人投資企業の資本は、投資者の出資金、企業運営過程で造成される資金、借入金で造成される。  
 第10条 外国人投資企業を創設し、運営するのに必要な固定資産、流動資産は、企業の登録資本として準備しなければならない。  
 登録資本は企業の存続期間に増やすことができるが、減らすことはできない。  
 第11条 外国人投資企業は、操業前財政管理をしっかりと行わなければならない。  
 操業前財政管理には、投資家の出資及び操業準備と関連した財政管理が含まれる。  
 第12条 出資と関連した財政管理は、投資家別に行わなければならない。  
 出資者は契約に従い、固定資産、流動資産、貨幣資産で出資を行わなければならない。  
 出資確認文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない。  
 第13条 出資する現物資産、財産権及びノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、契約当事者が合意して定める。  
 第14条 固定資産には、出資した固定資産、企業が資金で購入した固定資産、相続又は贈与された固定資産等が含まれる。  
 第15条 固定資産は、取得した日から1ヶ月以内に中央貿易指導機関に登録しなければならない。  
 第16条 固定資産の登録計算は、当該財政簿記部署が行い、現物管理は当該管理部署又は取扱者が行う。  
 第17条 固定資産の当初価値は、取得価格に運賃、上下車費、保険料、設置費、保管費等の費用を合わせた金額で計算する。  
 第18条 固定資産、流動資産を契約条件に合わせないで投資し、企業の生産及び経営活動に使用できない場合には、投資資産として計算することができない。  
 第19条 生産及び経営活動に必要な原料、資材の購入は、流動資金で行わなければならない。  
 第20条 外国人投資企業は、固定資産減価償却金を毎月計算し、原価又は流通費に入れ、別に積み立てた後、固定資産を更新し、又は補修する資金として使用しなければならない。減価償却金は流動資金としても使用することができる。  
 減価償却金を流動資金として使用した場合には、それを次の四半期内に補填しなければならない。  
 第21条 外国人投資企業(外国人企業は除く)は登録された固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れることができる。  
 登録した固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れる場合には中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。  
 第22条 外国人投資企業の資本は、操業準備資金、流動資金として利用することができる。  
 第23条 操業準備資金は、外国人投資企業が創設され、営業許可を受ける時までの期間に、行政管理費、建物管理費、試作品生産費等の資金として支出しなければならない。  
 第24条 操業準備期間に販売した試作品販売収入金及びその他の収入金は、操業準備資金として使用しなければならない。  
 操業準備資金として使用し、残った収入金は未処分利益として積み立てを行った後、利潤分配又は投資を増やすことに使用できる。  
 第25条 操業準備期間に支出された費用(自身の収入金を控除した金額)は、繰り延べ収益として計算した後、企業が操業した後、年度別に分配し、原価

に入れて補償しなければならない。

第26条 外国人投資企業は、操業準備期間に生産及び経営活動に必要な固定資産、流動資産、貨幣資産、見本品の出資を契約条件に合わせて行わなければならない。  
 第27条 出資した貨幣資産及び現物資産は、承認された業種の範囲内で操業準備費、労働力費、対外事業費、税金及び使用料等を支払い、又は生産及び経営活動と関連した対象にのみ使用しなければならない。  
 第28条 共和国側投資家が出資した朝鮮ウォンは、共和国領域内で原料及び資材購入費、労力費、対外事業費、税金、使用料等の資金支出に使用できる。  
 第29条 投資の一方の当事者は、投資の相手方当事者と合意して、出資分の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は相続させることができる。  
 第30条 外国人投資企業の資本は、国有化し、又は収用せず、企業の合法的権利及び利益は国家の法的保護を受ける。  
 共和国政府と外国政府間に投資保護と関連した協定が締結されている場合には、その協定に準じて企業の資本の保護を受けることができる。

#### 第三章 財政計画

第31条 外国人投資企業は、財政計画を自身で立て、それを理事会又は共同協議会で討議し決定しなければならない。  
 第32条 外国人投資企業の財政計画は、経営活動内容に従い、部門別、年間、四半期別に作成しなければならない。  
 財政計画の項目は、中央財政機関が定める。  
 第33条 営業許可を受けることができなかった場合、営業許可を受けるまで支出される資金の財政計画は、操業準備費として立てなければならない。  
 第34条 外国人投資企業の財政計画は、中央貿易指導機関を通じて、中央財政機関に登録しなければならない。

#### 第四章 生産費の計算、資金管理

第35条 生産費は、生産物の生産過程で支出されるすべての費用である。  
 生産費計算は、生産過程で支出される一切の費用を、その支出要素及び支出対象別に日常的に行わなければならない。  
 第36条 外国人投資企業は、原料及び資材を極力節約し、生産物の原価を下げなければならない。  
 第37条 外国人投資企業は、中央財政機関が定めた原価項目に基づき、指標別に生産及び経営に支出されるすべての費用を計算しなければならない。  
 第38条 為替相場の変動により被った損失、企業の破産により回収できなかった債権、固定資産販売及び廃棄による損失等は、生産と関連がない費用として処理しなければならない。  
 第39条 外国人投資企業は、託児所、幼稚園、技能工学校、静休養所の運営費を企業管理費に入れて使用することができる。  
 第40条 物資財産の在庫調べの不足、減耗等の損失は、理事会又は共同協議会で討議し決定した後、原価に入れて補償することができる。  
 第41条 外国人投資企業は、生産製品の販売及び市場拡大と関連した対外事業費を支出することができる。  
 対外事業費は、中央財政機関が定めた基準に従って支出しなければならない。  
 第42条 外国人投資企業は、企業の負担とする社会保険料を納めなければならない。  
 企業が負担する社会保険料の割合は、外国人投資企業の労働と関連した法規範に従う。  
 第43条 外国人投資企業は、生産を増やし、対外市場、販路を拡大し、非生産的の支出を減らして、経営活動を限りなく改善し財政収入を増やさなければならない。  
 財政収入には、企業活動を行って得た販売収入、建設工事引き渡し収入、運賃、料金収入、作業料収入、賃加工収入等が含まれる。  
 第44条 廃棄物及び副産物を利用して得られる内貨収入金は、その他の収入として別に計算して、制定された項目にのみ使用することができる。  
 第45条 賃加工を業として行う外国人投資企業は、外国側投資家から受け取った賃加工費のみ、財政収入として計算しなければならない。  
 第46条 合作会社は、外国側投資家の投資分を生産製品で償還する場合、定められた比率で計算した収入金を財政収入として計算しなければならない。  
 第47条 外国人投資企業は、生産製品を共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)に引き渡し、代替物資を受け取り、それを対外に販売する場合、代替物資販売収入金を企業の財政収入として計算し、生産費と関連した支出金は、代替物資販売収入金から補償しなければならない。  
 第48条 外国人投資企業は、機関、企業所との経済取引による資金決済を直接行うことはできず、外国人投資企業を担当する財政管理機関を通じてのみ行うことができる。  
 第49条 外国人投資企業は、経営活動に必要な資金を、出資金として補償し、不足する資金は貸付を受けて使用することができる。  
 第50条 外国人投資企業の銀行口座及び資金管理は、当該財政管理者のみが行うことができ、財政管理者はすべての財政取引に対して責任を負う。

第51条 外国人投資企業は、外国との経済取引と関連した資金を外貨で支出し、又は受け取らなければならない。

外国との経済取引と関連した価格は、当該時期の国際市場価格に準じて定めなければならない。

### 第五章 財政決算及び利潤分配

第52条 財政決算は、財政計画の実行状況及び財政状態を一定の期間に簿記経常計算資料に基づき、数字で確定し、検討審議する経営活動総括である。

第53条 財政決算は四半期別、年間別で行わなければならない。

第54条 年間財政決算総括は、理事会又は共同協議会で行わなければならない。

第55条 年間財政決算文書は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。四半期財政決算文書は、必要により簿記検証機関の検証を受けることができる。

第56条 四半期財政決算文書は、四半期の翌月15日までに、年間財政決算文書は翌年の2月以内に中央貿易指導機関に提出しなければならない。

第57条 年間財政決算は年間総収入から支出した費用を控除して利潤を確定する方法で行わなければならない。

第58条 外国人投資企業は、登録資本の25%に該当する金額が造成されるまで、毎年決算利潤の5%に該当する予備基金及び年間決算利潤の10%までの該当する企業の基金（生産拡大及び技術発展基金、従業員のための資金基金、文化厚生基金、養成基金）を積み立て、利用することができる。

基金の種類及び規模並びに利用対象及び範囲は、外国人投資企業の理事会又は共同協議会で討議決定しなければならない。

賞金基金、文化厚生基金、養成基金を支出しようとする場合には、中央財政機関の合意を受けなければならない。

第59条 外国人投資企業は、決算利潤から税金及び企業の基金を控除した残りの利潤を出資分又は契約に従い分配し、又は投資分を償還することに利用することができる。

第60条 外国人投資企業は、共和国の該当する法規に従い税金を納めなければならない。

出入国事業機関は、長期滞在登録を行い、又は居住登録を行った外国人が出国する場合、税金納付状況を確認した後、出国手続を行わなければならない。

第61条 外国側投資家は、償還された投資分及び分配された利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。

第62条 外国側投資家は、投資分の償還及び利潤分配で受け取った資金又は

製品、その他の合法的に得た所得を、税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。

### 第六章 財政清算

第63条 財政清算は、外国人投資企業が解散される場合に行わなければならない。

外国人投資企業の財政清算は、清算委員会で行う。

清算委員会は、企業の責任者、債権者代表、財政機関の代表、投資当事者、その他の必要な成員で構成する。

第64条 清算委員会は、企業が解散される日現在で、財産及び公印を譲り受け、企業の財産を確定した後、貸借対照表及び財政清算案を作成しなければならない。

財政清算案は、中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。

第65条 企業の損失で税金を納めることができない場合には、残った現物資産で、税金額相当を納めなければならない。

第66条 企業所得税を免除されている外国人投資企業が存続期間の終了する前に解散する場合には、免除されていた企業所得税を返還しなければならない。

第67条 投資と関連した契約義務を履行せず、企業を解散する場合、被った損失は責任ある投資当事者が補償しなければならない。

第68条 財政清算事業が終了した場合には、財政清算が終了した日から10日以内に、財政採算報告文書を作成し、中央貿易指導機関に提出した後、取引銀行の口座を閉じなければならない。

### 第七章 監督統制

第69条 外国人投資企業の財政管理と関連した監督統制事業は、中央財政機関が行う。

中央財政機関は、外国人投資企業の財政管理事業と関連して、偏向が生じないように、監督統制事業を強化しなければならない。

第70条 中央財政機関は、外国人投資企業の財政管理事業の状況を調査、検閲することができ、該当する資料を要求することができる。

第71条 本規定に違反した場合には、延滞料、罰金の適用、財産没収、業務中止、強制執行等の行政的制裁を与えることができる。

外国人投資企業は、中央財政機関との行政的制裁に対して意見がある場合、申訴及び請願を行うことができる。

申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

## 3. 外国人投資企業名称制定規定

### 外国人投資企業名称制定規定

チュチェ88(1999)年3月13日 内閣決定第21号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の名称制定秩序を確立するために制定する。	1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の名称制定秩序を確立するために制定する。
2	外国人投資企業の名称には、共和国領域内に創設される合併企業、合資企業及び外国人企業の名前が含まれる。 外国人投資企業、外国人企業の支社、代表部、出張所、代理店（以下、支社、常駐代表事務所とする。）の名称も、本規定に従い制定する。	2	外国人投資企業の名称には、共和国領域内に創設される合併企業、合資企業及び外国人企業の名前が含まれる。 外国人企業の常駐代表事務所（以下、常駐代表事務所とする。）の名称も、本規定に従い制定することができる。
3	外国人投資企業の名称制定と関連した事業は、政務院対外経済機関の統一的な掌握と指導の下に、当該道人民委員会、自由経済貿易地帯内では市行政経済委員会（以下、企業登録機関とする。）が行う。 企業登録機関は、外国人投資企業の名称の審査及び登録並びに企業名称利用の監督、企業名称専用権の保護等の事業を行う。	3	外国人投資企業の名称制定承認事業は、企業創設審査承認機関（以下、審査承認機関とする。）が行う。
4	外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことができる。 一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、企業登録機関の承認を受け、二つの名称を持つことはできるが、二つの企業とはならない。	4	外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことができる。一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、審査承認機関の承認を受け、二つの名称を持つことはできるが、二つの企業とはならない。
5	外国人投資企業の名称には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。 1. 投資家の氏名又は地名等になった商号 2. 営業の中心内容 3. 企業の形態 4. 債務に対する企業の責任限界	5	外国人投資企業の名称には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。 1. 投資家の氏名又は地名等によりなる商号 2. 企業の中心内容 3. 企業の形態 4. 債務に対する企業の責任限界
6	支社、常駐代表事務所の名称は、支社、常駐代表事務所を設置する企業の名称を前に付し、その後自らに商号を付して定める。	6	常駐代表事務所の名称は、常駐代表事務所を設置する企業の名称を前に付し、その後自らに商号を付して定める。
7	外国人投資企業と支社、常駐代表事務所の名称は、朝鮮語で表記しなければならない。 外国人投資企業、支社、常駐代表事務所の名称を外国語で表記する場合には、朝鮮語による名称と同じでなければならない。	7	外国人投資企業の名称は、朝鮮語で表記しなければならない。 外国人投資企業の名称を外国語で表記する場合には、朝鮮語による名称と同じでなければならない。
8	外国人投資企業は、次の各号の一に該当する名称を持つことができない。 1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称 2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称 3. 数字で表記される名称	8	外国人投資企業は、次の各号の一に該当する名称を持つことができない。 1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称 2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称 3. 数字で表記される名称

旧条	旧条文	新条	新条文
8	4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称 5. 外国の国名又は外国の地域名による名称 6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称 7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称	8	4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称 5. 外国の国名又は外国の地域名による名称 6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称 7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称
9	外国人投資企業の名称に「朝鮮」という文字又は二つの国名の頭文字を付けようとする場合には、企業登録機関の承認を受けなければならない。		
10	外国人投資企業、支社、常駐代表事務所の名称は、企業を登録した日から法的効力を有し、共和国領域内で専用権を有する。	9	外国人投資企業の名称は、企業を登録した日から法的効力を有し、共和国領域内で専用権を有する。
11	外国人投資企業と支社、常駐代表事務所の印鑑、銀行口座、看板、郵便物等に使用する名称は、登録された名称と同じでなければならない。 商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができる。この場合、企業登録機関の承認を受けなければならない。	10	外国人投資企業の公的文書、印鑑、銀行口座、看板、郵便物等に使用する名称は、登録された名称と同じでなければならない。 商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができる。この場合、審査承認機関の承認を受けなければならない。
12	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の名称を変更しようとする場合には、企業登録機関の承認を受けなければならない。 外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の名称は、特別な場合を除いて、登録されたときから1年以内に変更することができない。	11	外国人投資企業の名称を変更しようとする場合には、審査承認機関の承認を受けなければならない。 外国人投資企業の名称は、特別な場合を除いて、登録された日から1年以内には変更することができない。
13	外国人投資企業は、企業の名称を企業の財産と共に他の企業に譲渡することができる。この場合、企業登録機関の承認を受けなければならない。 企業の名称は、一つの企業にのみ譲渡することができ、企業の名称を譲渡した外国人投資企業は、譲渡した名称を使用することができない。	12	外国人投資企業は、企業の名称を企業の財産と共に他の企業に譲渡することができる。 この場合、審査承認機関の承認を受けなければならない。 企業の名称は、一つの企業にのみ譲渡することができ、企業の名称を譲渡した外国人投資企業は、譲渡した名称を使用することができない。
14	外国人投資企業は、企業名称に対する専用権を侵害された場合、企業登録機関に侵害行為に対する回復対策を講じることを要求することができる。	13	外国人投資企業は、企業名称に対する専用権を侵害された場合、審査承認機関に侵害行為に対する回復対策を講じることを要求することができる。
15	本規定に違反して登録されていない企業の名称、他の企業の名称で企業活動を行なった場合又は承認なしに企業の名称を変更若しくは譲渡した場合には、不法所得の没収、罰金、営業中止、企業登録証の回収等の処罰を適用し、違反行為が重大な場合には、行政的及び刑事的責任を負う。	14	本規定に違反した場合には、程度により、不法所得の没収、罰金の適用、営業中止、企業登録証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
16	外国人投資企業の名称制定と関連した事業に意見がある場合には、企業登録機関の上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。	15	外国人投資企業の名称制定と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。 申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

4. 外国人投資企業登録規定

外国人投資企業登録規定

チュチェ88(1999)年3月21日 内閣決定第29号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は、外国人投資企業と関連した法に従い、共和国領域内に創設される外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定する。	1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定する。
2	外国人投資企業の登録には、合併企業、合作企業、外国人企業の登録が含まれる。 外国人投資企業又は外国人企業の支社、代表部、出張所、代理店(以下、支社、常駐代表事務所とする。)も、本規定に従い登録する。	2	外国人投資企業の登録(以下、企業登録とする。)には、合併企業、合作企業、外国人企業の登録が含まれる。 外国人企業の常駐代表事務所(以下、常任代表事務所とする。)も、本規定に従い登録する。
3	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の登録(以下、企業登録とする。)は当該道行政経済委員会、自由経済貿易地帯内では市行政経済委員会(以下、企業登録機関とする。)が行う。	3	企業登録は当該道人民委員会又は羅先経済貿易地帯等の特殊経済地帯内の人民委員会(以下、企業登録機関とする。)が行う。
4	企業登録機関に登録された外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の合法的な活動は、法的な保護を受ける。 企業登録機関に登録されていない企業、支社及び常駐代表事務所の活動は、共和国領域内で禁止する。	4	企業登録機関に登録された外国人投資企業の合法的な活動は、法的な保護を受ける。 企業登録機関に登録されていない外国人投資企業の経営活動は、禁止する。
5	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所は、企業登録と関連した共和国の法規範を徹底して守らなければならない。	5	外国人投資企業は、企業登録と関連した共和国の法規範を徹底して守らなければならない。
6	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の登録事業に対する統一的な掌握と指導は、政務院対外経済機関が行う。	6	企業登録と関連した事業の統一的な掌握と指導は、中央貿易機関が行う。
7	本規定は、企業登録機関並びに企業を登録しようとする外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所に適用する。		
8	外国人投資企業は、企業創設の承認を受けた日から30日(支社、常駐代表事務所は支社、常駐代表事務所設置の承認を受けた日から20日)以内に、企業登録を行わなければならない。 外国人投資企業の登録は、共和国の法人資格を備えなければ行なうことができない。	7	外国人投資企業は、企業創設の承認を受けた日から30日(常駐代表事務所は設置承認を受けた日から20日)以内に、企業を登録しなければならない。
9	企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、該当する内容を明らかにし、企業創設承認書又は支社若しくは常駐代表事務所設置承認書、企業の定款、投資確認書若しくは投資保証書(支社、常駐代表事務所は、経営活動過程に負った債務について、本社が責任を負うという保証書)、建物入居許可証、印章等を添付しなければならない。	8	外国人投資企業を登録しようとする場合には、企業登録機関に企業登録申請文書を提出しなければならない。 企業登録申請文書には、該当する内容を明らかにし、企業創設承認文書、企業の定款、投資確認文書若しくは投資保証書(外国銀行の支店は、経営活動過程で負った債務について、本社が責任を負うという保証書)、印鑑等を添付しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
10	企業登録機関は、企業登録申請書を受理した日から10日以内に、申請書を検討確認し、企業を登録する決定又は否決する決定を下さなければならない。 企業登録を決定した日が、企業登録日となる。	9	企業登録機関は、企業登録申請書を受理した日から10日以内に、検討し、外国人投資企業を登録し、又は否決しなければならない。
11	企業登録は、企業登録簿に行なわなければならない。 企業登録簿には、企業名、所在地、企業の責任者、企業の形態、投資家、登録資本、経営活動の内容及び範囲、存続期間、支社の機構定員等の内容を明らかにしなければならない。	10	企業登録は、企業登録簿に行なわなければならない。 企業登録簿には、企業名、所在地、企業の責任者、企業の形態、登録資本、経営活動範囲、存続期間、常任代表事務所の人員数等の内容を明らかにしなければならない。
12	企業登録機関は、企業を登録した日から7日以内に、企業登録証又は支社若しくは常駐代表事務所登録証を発給しなければならない。 企業登録証及び支社並びに常駐代表事務所登録証には、登録日、登録番号、企業又は支社若しくは常駐代表事務所の名称、支社、常駐代表事務所の人員数、所在地、営業内容、存続期間等を明らかにしなければならない。	11	企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から7日以内に、企業登録証を発給しなければならない。 企業登録証には、登録日、登録番号、企業の名称、常駐代表事務所の人員数、所在地、経営活動範囲、存続期間等を明らかにしなければならない。
13	企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書である。 企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証の内容は、勝手に修正することができない。	12	企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書である。 企業登録証の内容は、勝手に修正することができない。
14	企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を紛失した場合には、10日以内に、企業登録機関に通知し、企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を紛失した日から30日以内に捜し出せなかった場合には、再発給を受けなければならない。	13	企業登録証を紛失した場合には、10日以内に、企業登録機関に通知しなくてはならず、企業登録証を紛失した日から30日以内に捜し出せなかった場合には、再発給を受けなければならない。
15	自由経済貿易地域内の企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から20日以内に、企業登録について公示しなければならない。	14	企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から20日以内に、企業登録について当該機関に通知しなくてはならない。
16	企業登録内容が変更された場合又は企業を解散する場合若しくは支社、常駐代表事務所を撤収する場合には、変更又は取消登録を行わなければならない。	15	企業登録内容が変更された場合又は企業を解散する場合には、変更又は取消登録を行わなければならない。
		16	企業登録を行った場合には、定められた手数料を徴収しなければならない。 手数料は、中央財政機関（羅先経済貿易地域では地帯財政機関）が定める。
17	外国人投資企業及び支社並びに常駐代表事務所の登録及び登録内容の遵守状況に対する監督統制事業は、政務院対外経済機関及び企業登録機関が行う。	17	企業登録機関は、企業登録事業と関連して偏りが生じないように監督統制事業を強化しなければならない。
18	本規定に反し、次の各号の一に該当する行為を行なった場合には、その程度に従い、罰金、不法所得の没収、営業中止、企業登録証の回収等の処罰を科し、違反行為が重大な場合には、行政的及び刑事的責任を負う。 1. 定められた期間内に、企業、支社及び常駐代表事務所を登録せず、又は登録しないで営業活動を行う行為 2. 登録された経営活動の内容及び範囲に反して経営活動を行う行為 3. 企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を偽造する行為 4. 財産及び資金を逃避させる行為又は移転させる行為 5. 債務償還を適宜に行なわない行為 6. 旗、標識、記章を承認なしに使用する行為	18	この規定に違反した場合には、程度により、罰金の適用、不法所得の没収、営業停止、企業登録証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には刑事的責任を負わせる。
19	企業登録を定められた期間内に行なわなかった場合又は無責任に行なった場合には、その程度に従い、行政的及び刑事的責任を負う。		
20	企業登録と関連して意見がある場合には、企業登録機関の上級機関に、申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。	19	企業登録と関連した意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

## 5. 外国人投資企業労働規定

### 外国人投資企業労働規定

チュチエ88（1999）年5月8日 内閣決定第40号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
1	本規定は、外国投資企業と関連した法に従い、外国投資企業に必要な労働力を保障し、従業員の労働生活上の権利及び利益を保護するために制定する。	1	本規定は、外国人投資企業に必要な労働力を保障し、従業員の労働生活上の権利及び利益を保護するために制定する。
2	外国投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件外保障は、本規定に従い行う。 本規定で規制しない労働と関連した事項は、共和国の当該労働法規に準ずる。	2	外国人投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件外保障は、本規定に従い行う。 共和国領域内にある外国企業にもこの規定を適用することができる。
3	本規定は、共和国領域内にある外国投資企業に適用する。 外国投資企業には、外国人投資企業（合作企業、合併企業、外国人企業）及び外国企業が含まれる。		
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
4	外国投資企業は、企業運営に必要な労働力をわが国の労働力から採用しなければならない。 外国人を管理人員又は特殊な職種の技術者、技能工として採用しようとする場合には、政務院対外経済機関と合意しなければならない。	3	外国人投資企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の労働力から採用しなければならない。 外国人を管理人員又は特殊な職種の技術者、技能工として採用しようとする場合には、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
5	外国投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しない。	4	外国人投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しないようにしなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
6	外国投資企業で働く従業員の労働報酬額は、その労働職種、技術技能水準及び労働生産性に従い定める。 労働報酬には、賃金、加給金、奨励金及び賞金が属する。	5	外国人投資企業で働く従業員の労働報酬額は、その労働職種、技術技能水準及び労働生産性に従い定める。 労働報酬には、賃金、加給金、奨励金及び賞金が属する。
7	外国投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境で働くことができるように、労働条件を改善し、従業員の生命と健康を保護増進させることに先次の関心を払わなければならない。	6	外国人投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境で働くことができるように、労働条件を改善し、従業員の生命と健康を保護増進させることに先次の関心を払わなければならない。
8	外国投資企業は、共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない。	7	外国人投資企業は、共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない。
9	外国投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。 労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び保険厚生、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない。 労働契約は締結した日から法的効力を有し、契約の修正は双方が合意して行う。 外国投資企業は、労働契約文書を企業所在地の労働行政機関に提出しなければならない。	8	外国人投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。 労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び生活条件の保障、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない。 労働契約は締結した日から法的効力を有し、契約の修正は双方の合意下にて行わなければならない。 外国人投資企業は、労働契約文書を地帯労働機関に提出しなければならない。
10	本規定の執行に対する監督統制は、労働行政機関が行う。	9	外国人投資企業の労働組織、労働生活に関連した事業の統一的な掌握と指導は、中央労働機関が行う。
<b>第二章 労働力の採用、解雇</b>		<b>第二章 労働力の採用</b>	
11	外国投資企業は、企業運営に必要な労働力数を自身で定め、労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、それに従い労働力を受け入れなければならない。契約書には、業種別、技能別労働力数、採用期間、労働力費、労働生活保障条件等を明らかにしなければならない。	10	外国人投資企業は、企業運営に必要な労働力数を自身で定め、労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、それに従い労働力を受け入れなければならない。労働力採用契約文書には、業種別、技能別労働力数、採用期間、労働力費、労働生活保障条件等を明らかにしなければならない。
12	労働力斡旋機関は、外国投資企業に必要な労働力を企業所在地内にある労働力で保障しなければならない。企業所在地で充足させることのできない一部の技能工は、他の地域にある労働力で保障することができる。この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。	11	労働力斡旋機関は、外国人投資企業に必要な労働力を企業所在地内にある労働力で保障しなければならない。企業所在地で充足させることのできない一部の技能工は、他の地域にある労働力で保障することができる。この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。
13	わが国の企業所を母体として創設する合作企業、合併企業は、必要な労働力をその企業所の従業員の中から先ず受け入れなければならない。	12	共和国の機関、企業所と合作、合併を行う合作企業、合併企業は、必要な労働力を共和国側当事者の従業員を企業の従業員として先ず受け入れなければならない。
14	外国投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約条件に合わない場合には、労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れないことができる。	13	外国人投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約条件に合わない場合には、労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れないことができる。
	17条を参照	14	外国人投資企業は、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関との合意なしに、採用期間が終了していない従業員を解雇することができず、従業員が職業病にかかっている、又は仕事に負傷し治療中の場合、女性従業員が結婚した場合、妊娠、産前産後休暇、授乳期間にある場合には解雇することができない。
15	外国投資企業は、次の各号に掲げる場合に、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関と合意し、採用期間が終了する前に従業員を解雇することができる。 1. 従業員が職業病もしくは公傷でない病気又は負傷で治療を受けた後にも、すでにしていた仕事又は他の仕事を継続することができない場合 2. 企業の生産経営又は技術条件の変動で人員が余った場合 3. 企業が破産に直面し、やむを得ず労働力を縮小し、又は解散を宣布した場合 4. 従業員が企業に莫大な損失を与えたり、労働規律にひどく違反した場合	15	従業員が職業病若しくは公傷ではない病気又は負傷で治療を受けた後にも、すでにしていた仕事又は他の仕事を継続することができない場合及び企業の生産経営又は技術条件の変動で人員が余った場合、企業が破産に直面し、やむを得ず労働力を縮小し、又は解散を宣布する場合、従業員が企業に莫大な損失を与えた、又は労働規律にひどく違反した場合には採用期間が終了する前であっても、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関と合意して解雇できる。
16	従業員は、次の各号に掲げる場合に、辞職を申し出ることができる。 1. 個人的な事情でやむを得ず仕事を辞めたり、他の仕事をしなければならない事情が生じた場合 2. 専攻が合わず自己の技術技能を十分に発揮することができない場合 3. 学校に入学し勉強することになった場合	16	外国人投資企業の従業員は、個人的な事情でやむを得ず仕事を辞め、又は他の仕事をしなければならない事情が生じた場合、専攻が合わず自己の技術技能を十分に発揮することができない場合及び学校に入学し勉強することになった場合、辞職を申し出ることができる。
17	外国投資企業は、次の各号に掲げる場合に、従業員を解雇することができない。 1. 職業病を患い、又は仕事に負傷し、治療を受ける場合 2. 病気で六カ月までの期間、治療を受けている場合 3. 女性従業員が結婚した場合と妊娠、産前産後休暇、授乳期間にある場合		14条を参照
18	外国投資企業は、本規定第15条一、二、三号に従い従業員を解雇し、又は第16条二、三号に従い辞職を承認した従業員に、働いた年限に従い補助金を与えなければならない。働いた年限が1年に満たない場合には、最近1カ月分の賃金に該当する補助金を与え、1年以上である場合には、最近3カ月の平均月額賃金と働いた年数に従い計算した補助金を与えなければならない。	17	外国人投資企業は、従業員を本人の誤りではない事由で解雇する場合、その従業員に、働いた年限に従い補助金を与えなければならない。働いた年限が1年に満たない場合には、最近1カ月分の賃金に該当する補助金を与え、1年以上である場合には、最近3カ月の平均月額賃金と働いた年数に従い計算した補助金を与えなければならない。
19	外国投資企業が従業員を解雇し、又は辞職させようとする場合には、1カ月前に企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。	18	外国人投資企業が従業員を解雇し、又は辞職を承認しようとする場合には、解雇又は辞職1カ月前に当該職業同盟組織と合意した後、企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第三章 技能工の養成</b>		<b>第三章 技能工の養成</b>	
20	外国投資企業は、従業員の技術技能水準を高め、共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定しなければならない。	19	外国人投資企業は、従業員の技術技能水準を高め、共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定しなければならない。
21	外国投資企業は、必要な場合、技能工養成のための養成所又は養成班を組織運営することができる。	20	外国人投資企業は、必要な場合、技能工を養成することができる。
22	自由経済貿易地帯当局は、外国投資企業が要求する技術人材を養成するための養成機関を組織運営することができる。 技術人材養成は、従業員在職者養成、学校卒業生の就業前養成の形態で行う。	21	特殊経済地帯内の人民委員会は、外国人投資企業が要求する技術人材を養成するための養成機関を組織運営することができる。 技術人材養成は、従業員在職者養成、学校卒業生の就業前養成の形態で行う。
<b>第四章 労働時間と休息</b>		<b>第四章 労働時間と休息</b>	
23	従業員の労働日数は週6日、労働時間は1日8時間とする。労働の困難な程度と特殊な条件に従い、労働時間をこれより短縮することができる。 季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる。	22	従業員の労働日数は週6日、労働時間は1日8時間とする。外国人投資企業は骨が折れる困難な労働の程度と特殊な条件に従い、労働時間をこれより短くすることができる。 季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる。
24	外国投資企業は、従業員に時間外労働をさせてはならない。やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、職業同盟組織と合意し、時間外労働をさせることができる。この場合、月48時間を超過することができない。	23	外国人投資企業は、従業員に時間外労働をさせてはならない。やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、職業同盟組織と合意し、時間外労働をさせることができる。
25	外国投資企業は、共和国法に従い、該当する従業員に祝日と公休日の休息、定期及び補充休暇と産前産後休暇を与えなければならない。 祝日と公休日に仕事をさせた場合には、一週間以内に代休を与えなければならない。 外国投資企業は、毎年、該当する従業員に冠婚葬祭のための1～3日間の特別休暇を与えなければならない。この期間には、往復旅行日数が含まれない。	24	外国人投資企業は、共和国の法規範に従い、該当する従業員に祝日及び公休日の休息、定期及び補充休暇並びに産前産後休暇を与えなければならない。 祝日及び公休日に仕事をさせた場合には、一週間以内に代休を与えなければならない。 外国人投資企業は、毎年、該当する従業員に冠婚葬祭のための1～5日間の特別休暇を与えなければならない。特別休暇期間には、往復旅行日数が含まれない。
<b>第五章 労働報酬</b>		<b>第五章 労働報酬</b>	
26	外国投資企業の従業員の月賃金基準は220ウォン（自由経済貿易地帯では160ウォン）より低くしてはならない。骨の折れる困難な部門の賃金基準は、高く定めなければならない。 外国投資企業は、定めた賃金基準に従い、職種、職別賃金基準、賃金支払形態と方法、加給金、奨励金、賞金基準を自身で定める。	25	外国人投資企業の従業員の月賃金基準は中央労働機関が定める。 中央労働機関は、外国人投資企業の従業員の月賃金基準を従業員が労働過程で消耗した肉体的及び精神的能力を補償し、従業員の生活を保障する原則で定めなければならない。 外国人投資企業は、定めた賃金基準に従い、職種、職別賃金基準、賃金支払形態及び方法、加給金、奨励金、賞金基準を自身で定める。
27	外国投資企業は、生産水準、従業員の技術技能熟練程度と労働生産率の向上に従い、賃金水準を漸次高めなければならない。	26	外国人投資企業は、生産水準、従業員の技術技能熟練程度及び労働生産率の向上に従い、賃金水準を漸次高めなければならない。
28	外国投資企業は、休暇及び補充休暇期間に該当する労働報酬を、休暇に入る前に従業員に与えなければならない。 休暇期間に該当する労働報酬は、休暇を取る前の3カ月間の労働報酬総額を実稼働日数に従い平均した一日の労働報酬に休暇日数を適用し計算する。	27	外国人投資企業は、休暇及び補充休暇期間に該当する労働報酬を、休暇に入る前に従業員に与えなければならない。 休暇期間に該当する労働報酬は、休暇を取る前の3カ月間の労働報酬総額を実稼働日数に従い平均した一日の労働報酬に休暇日数を適用し計算する。
29	外国投資企業は、従業員の誤りではなく企業の責任で働けなくなったり、養成期間に働けない日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の60%以上に該当する補助金を従業員に与えなければならない。	28	外国人投資企業は、従業員の誤りではなく企業の責任で働けなくなったり、養成期間に働けない従業員に、働けない日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の60%以上に該当する補助金を与えなければならない。
30	外国投資企業は、公休日に仕事をさせ代休を与えなかった従業員又は労働時間外の延長作業、夜勤をした従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の50%に該当する加給金を与えなければならない。 夜勤には、22時から翌日6時までの間に働いたことが含まれる。	29	外国人投資企業は、公休日に仕事をさせ代休を与えなかった従業員又は労働時間外の昼の延長作業若しくは労働時間内の夜勤をした従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の50%（祝日作業及び労働時間外の夜勤延長作業をした従業員には100%）に該当する加給金を与えなければならない。
31	外国投資企業は、祝日と夜22時から翌日6時までの間に労働時間外の延長作業を行った従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の100%に該当する加給金を与えなければならない。		
32	外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部で賞金基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を超過して遂行するうえで模範的な従業員に賞金を与えることができる。	30	外国人投資企業は、決算利潤から税金を納めて残った利潤の一部で賞金基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を超過して遂行するうえで模範的な従業員に賞金を与えることができる。
33	外国投資企業は、賃金、加給金、奨励金を与える日を定め、毎月、その日に渡さなければならない。 賞金は、評価期間の翌月に与えなければならない。 労働報酬を与える日になる前に辞職、退職又は解雇した場合には、その手続が終了した後に、労働報酬を与えなければならない。	31	外国人投資企業は、賃金、加給金、奨励金、賞金を働いた実績に従い、正確に計算して渡さなければならない。 労働報酬を与える日になる前に辞職又は解雇した場合には、その手続が終了した後に、労働報酬を与えなければならない。
<b>第六章 労働保護</b>		<b>第六章 労働保護</b>	
34	外国投資企業は、労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない。	32	外国人投資企業は、労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない。
35	外国投資企業は、従業員に労働安全技術教育を行なった後に、仕事をさせなければならない。 労働安全技術教育期間は、業種と職種に従い1～2週間とする。	33	外国人投資企業は、従業員に労働安全技術教育を行なった後に、仕事をさせなければならない。 労働安全技術教育期間は、業種と職種に従い1～2週間とする。
36	外国投資企業は、女性従業員のための労働保護衛生施設を十分に整えなければならない。妊娠6カ月を超える女性には骨の折れる健康に有害な仕事をさせてはならない。 外国投資企業は、託児所、幼稚園を組織し運営しなければならない。	34	外国人投資企業は、女性従業員のための労働保護衛生施設を十分に整えなければならない。 妊娠6カ月を超える女性には骨の折れる健康に有害な仕事をさせてはならない。 外国人投資企業は、実情に合わせて従業員の子どものための託児所、幼稚園を組織し運営することができる。
37	外国投資企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食品等の労働保護物資を適宜に提供しなければならない。 従業員に提供する労働保護物資の基準は、共和国の当該労働法規に準じて外国投資企業が定める。	35	外国人投資企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食品等の労働保護物資を適宜に提供しなければならない。 従業員に提供する労働保護物資の基準は、共和国の当該労働法規に定めた基準よりも低くならないよう外国人投資企業が定める。

旧条	旧条文	新条	新条文
38	外国投資企業は、作業途中に従業員が死亡し、又は負傷、中等等の重大な事故が発生した場合には、労働保護監督機関に速やかに通知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。	36	外国人投資企業は、作業途中に従業員が死亡し、又は負傷、中等等の重大な事故が発生した場合には、労働保護監督機関に速やかに通知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。
<b>第七章 社会保険、社会保障</b>		<b>第七章 社会保険、社会保障</b>	
39	外国投資企業で働く共和国公民である従業員は、病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける。 社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養および治療が属する。 補助金と年金を受けようとする従業員は、保健機関が発給する診断書又は補助金と年金を受け取るべき事由を確認する文書を外国投資企業に提出しなければならない。 外国投資企業は、社会保険補助金支払請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から該当する社会保険補助金を受け取り、労働報酬を与える日に当該従業員に渡さなければならない。 静休養所を往來するのに要する旅費と奨励補助金は、当該文書により先ず渡し、後に清算されなければならない。 社会保障による年金、補助金は、外国投資企業が社会保険機関に申請文書を提出し、手続したところに従い、社会保障年金支払機関から毎月、定められた日に対象者に渡さなければならない。	37	外国人投資企業で働く共和国公民である従業員は、病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける。 社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養及び治療が属する。 補助金と年金を受けようとする従業員は、保健機関が発給する診断書又は補助金と年金を受け取るべき事由を確認する文書を外国人投資企業に提出しなければならない。 外国人投資企業は、社会保険補助金支払請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から該当する社会保険補助金を受け取り、労働報酬を与える日に当該従業員に渡さなければならない。 静休養所を往來するのに要する旅費と奨励補助金は、当該文書により先ず渡し、後に清算されなければならない。 社会保障による年金、補助金は、外国人投資企業が社会保険機関に申請文書を提出し、手続したところに従い、社会保障年金支払機関から毎月、定められた日に対象者に渡さなければならない。
40	社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算する。	38	社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算する。
41	社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される。社会保険基金は、従業員から受け取る社会保険料で積み立てられる。	39	社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される。社会保険基金は、企業及び従業員から受け取る社会保険料で積み立てられる。
42	外国投資企業は、従業員の健康増進のための静養所、休養所を組織し運営することができる。 静養所、休養所の運営費は、社会保険基金から提供する。	40	外国人投資企業は、従業員の健康増進のための静養所、休養所を組織し運営することができる。 静養所、休養所の運営費は、社会保険基金から提供する。
43	外国投資企業は、社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対して、企業所在地の社会保険機関と職業同盟組織の監督を受ける。	41	外国人投資企業は、社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対して、企業所在地の社会保険機関及び職業同盟組織の監督を受ける。
44	外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部に従業員のための文化厚生基金を設けて使用することができる。 文化厚生基金は、従業員が文化技術水準の向上と大衆文化体育事業、厚生施設運営等に使用する。 文化厚生基金の使用に対する監督は、職業同盟組織が行う。	42	外国人投資企業は、決算利潤から税金を納めて残った利潤の一部に従業員のための文化厚生基金を設けて使用することができる。 文化厚生基金は、従業員が文化技術水準の向上及び大衆文化体育事業、厚生施設運営等に使用する。 文化厚生基金の使用に対する監督は、職業同盟組織が行う。
<b>第八章 制裁および紛争解決</b>		<b>第八章 制裁および紛争解決</b>	
45	労働行政機関は、外国投資企業が本規定に違反してわが国の労働力を採用又は解雇した場合には、罰金を支払わせる。	43	本規定に違反した場合には、程度により業務中止、罰金の適用等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任を負う。
		44	外国人投資企業は、本規定の執行と関連して意見のある場合は、申訴及び請願を行うことができる。 申訴及び請願は受理した日から30日以内に処理しなければならない。
46	労働行政機関は、外国投資企業が労働安全施設と産業衛生条件を整えなかった場合に、期間を定めて是正するようにし、それでも是正しない場合には、その情状に従い営業を中止させ、又は罰金を支払わせることができる。		
47	罰金適用が不当であると認定される場合には、罰金賦課通知を受け取った日から15日以内に、罰金を適用した機関の上級機関に戻すことを提起することができる。 罰金を返却することを提起された上級機関は、それを提起された日から10日以内に処理しなければならない。		
48	本規定の執行と関連した意見の相違は、当事者が互いに協議して解決する。紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関で該当する手続に従い解決する。	45	本規定の執行と関連した意見の相違は、当事者が協議して解決する。 当事者間で解決できない紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関が解決する。

## Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (5) (Summary)

Mitsuhiro Mimura  
Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last four articles have dealt with brief descriptions of the investment climate and modes of foreign direct investment (FDI), and drawn comparisons

between the systems of FDI in the DPRK and the People's Republic of China (hereafter China).

This article will focus on the following laws and regulations[m1]: Customs Law of the DPRK, Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested

Enterprises, Regulations on the Naming of Foreign-Invested Enterprises, Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises and Labour [o3]Regulations for Foreign-Invested Enterprises.

Enacted in 1983 and revised in 1987, 1990, 1993 and 1999, the Customs Law of the DPRK is intended to ensure order and discipline in foreign trade. The existing law consists of five chapters and 51 articles. Chapter 1 regulates the general provisions, Chapter 2 customs formalities, Chapter 3 customs inspections, Chapter 4 customs duty, Chapter 5 sanctions and petitions. This law is based on the principle that "the state shall apply either zero or low tariffs to materials whose import and export are encouraged and high tariffs to materials whose import and export are discouraged." (Art. 4) In the field of cooperation with other countries and international organizations, Article 6 has a provision that promotes exchange and cooperation with foreign countries and international organizations in the area of customs operations. As for customs inspections, there is an interesting stipulation that "household goods and inherited property can be brought into or taken out of the DPRK without any permission", if they are not controlled articles. (Art. 27) About customs duty, "the standard price [o4]on which customs duty is levied shall be the price of delivery at the border in the case of exported goods and the retail price in the case of those which are not imported or exported." (Art. 32) The tariff is to be set by the cabinet; however, it is not publicized.

The Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises were newly enacted on Dec. 4, 1999. These administrative regulations were formulated "in order to ensure accurate operational accounting of foreign-invested enterprises and establish a system and order for their financial management." (Art. 1) The term "financial management" in this regulation signifies the creation and efficient utilization of funds required for business operations and the distribution of profits and repayment of investment. Before these regulations were drawn up, the financial management of foreign-invested enterprises was mainly regulated by means of the implementing regulations for the Law on Equity Joint Venture and those for the Law on Contractual Joint Venture. Provisions in the 1999 regulations are duplicated in the implementing regulations, an issue which has yet to be resolved. In Article 30, there is a provision that the capital of an enterprise is protected in the event that an investment protection agreement has been concluded between the governments of the DPRK and the enterprise's country of origin. Japan does not have such agreement with the DPRK.

Established on Feb. 14, 1996 and revised on Mar. 13, 1999, the Regulations on the Naming of Foreign-Invested enterprises regulates the names of joint venture enterprises, whether equity or contractual and wholly foreign-owned

enterprises. The name of a foreign-invested enterprise shall include the following: a) a trade name indicative of either the name of the investor or the name of a place, b) the principal content of its business activities/line of business, c) the business category, and d) the limit of the enterprise's liability. The name should be expressed in the Korean language. The following types of name are prohibited: a) names that may undermine the sound life-style of the state and society, b) names that may overlap or be confused with that of any other enterprise, c) names consisting of numerals, d) names that are apt to deceive or mislead public opinion, e) names that are identical to that of another country or region, f) names that are identical to that of any political or military organization, or international agency, and g) names that are identical to that of any enterprise whose business registration was cancelled less than a year previously. Use of the name "Korea" is no longer prohibited since the revision.

The Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises were enacted on Feb. 14, 1996 and revised on Mar. 21, 1999. These regulations are intended to provide for a regime governing the registration of foreign-invested enterprises. They also stipulate that foreign enterprises must designate a resident representative office in the country.

Enacted on Dec. 30, 1993 and revised on May 5, 1999, the Labour Regulations for Foreign-Invested Enterprises is an important piece of legislation that effectively stipulates the labor laws by which foreign-invested enterprises are governed. These regulations consist of 8 chapters and 45 articles. Chapter 1 regulates the general provisions, Chapter 2 the employment of labor, Chapter 3 technical training, Chapter 4 working hours and holidays, Chapter 5 remuneration, Chapter 6 labour protection, Chapter 7 social insurance and social security, and Chapter 8 penalties and the settlement of disputes. These regulations are applied to foreign-invested enterprises that are registered as a body corporate of the DPRK and may be also applied to foreign enterprises incorporated in the territory of the DPRK. A foreign-invested business must hire workers through the labor exchange office; this is not the case in countries such as China[m6], and this provision should be removed in order to promote investment in the DPRK. A foreign-invested business must conclude a labor contract with the trade union representing its employees (Art. 8) and employees may not be dismissed without the consent of the union. As for remuneration, the central labor organ fixes the standard monthly wage of employees. The standard of labour protection must [o8]be higher than that of domestic enterprises in the DPRK (Art. 35). The regulations also state that a foreign-invested enterprise must contribute to the government's social insurance and social security schemes in order for DPRK nationals employed by it to receive benefits from those schemes